

～妊娠・出産～

丸亀市こども家庭センター連携相談窓口

～利用者支援事業基本I型～

専門家とつながる相談窓口 にこっと



妊娠したら

赤ちゃんが生まれたら

丸亀市子育て応援
育児用品貸出事業

●保健師による相談・訪問

妊娠期から就学まで、地区担当保健師が電話相談や家庭訪問、窓口相談を行っています。窓口で随時相談、必要に応じて家庭訪問を行っています。

●助産師相談

妊娠中～産後のお母さんのからだのこと、母乳のこと、赤ちゃんのことについて助産師が相談を行います。ひとりでごんぱりすぎず、どなたでもお気軽にご相談ください。参加費は無料です。

対象 丸亀市在住の妊婦さん、おおむね1歳までのお子さんとお母さんとその家族
場所 ひまわりセンターと飯山総合保健福祉センター

●栄養相談

「体重を減らしたい」「健康診断の結果が気になる」「赤ちゃん・子どもの食事はどうするの?」など、食事に関することを個別(1時間以内)で栄養士が相談に応じます。(予約制)。

●愛育班

自分・家族・地域の皆の健康づくりを通して、住みよいまちづくりを目指しています。

市内各地域や市全体で、声かけ活動を中心に人と人とのつながりを大切にしながら世代を超えてみんなで楽しく活動を行っています。

●母子保健推進員(ひまわりさん)

妊婦さんや乳幼児を持つ保護者の皆さんが安心して妊娠・出産・育児ができるように、丸亀市の母子保健事業に協力する身近な地域の相談者です。

●こども医療費の助成制度

丸亀市在住の18歳までのお子さんは、原則として医療機関での保険診療にかかる自己負担分が無料になります。丸亀市に住居登録があり、健康保険に加入している満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子どもが対象です。

問い合わせ先 子育て支援課 ☎ 0877-24-8808



●ハッピーファーストバースデー事業

1歳のお誕生日に「ファーストバースデーset」をお贈りすることで、健やかな成長を応援します。翌月に1歳の誕生日を迎える赤ちゃんの保護者の方に受け取り案内をお送りします。

問い合わせ先 子育て支援課 ☎ 0877-24-8808

●ハッピーセカンドバースデー事業

2歳のお誕生日に、地域の子育て支援施設で「セカンドバースデーset」をお渡しすることで、子育て中のご家庭と地域とのつながりをサポートします。

翌月に2歳の誕生日を迎えるお父さんと保護者の方に、受け取り案内をお送りします。
問い合わせ先 子育て支援課 ☎ 0877-24-8808

丸亀市子育て応援育児用品貸出事業

乳幼児の保護者等に、ベビーベッド、チャイルドシート、ベビーカー等の育児用品を無料で貸出ししています。次世代を担う丸亀の子どもたちの健やかな成長をサポートするとともに、子育てにかかる経済的な負担減を図り、子育て家庭の支援を行うことを目的としています。

貸出期間 用品によって異なるので、詳細は下記担当までお問合せ下さい。乳幼児1人につき2種類(1種類につき1台)まで。予約や取り置きはできません。在庫がない場合もあります。

貸出用品 ベビーベッド、チャイルドシート、ジュニアシート、ベビーカー、ゲートサークル、ベビーチェア。

対象 ①丸亀市在住、住民登録している方で、就学前までの乳幼児の保護者又は養育者。出生前に申請する場合は出産予定日の2週間前から受付可能。確認のため母子健康手帳が必要です。
②里帰り出産等で一時的に市内に居住している乳幼児を保護・養育する者

申請時に必要なもの
申請者と乳幼児の住所が確認できるもの(運転免許証、母子健康手帳など)、認印。
チャイルドシート貸出の場合、運転者の運転免許証、取り付けする自動車の車検証。

受付時間 平日8:30～17:00(土・日・祝日・年末年始を除く)

受付場所・連絡先
丸亀市社会福祉協議会本所(ひまわりセンター内)
☎ 0877-22-4976
丸亀市社会福祉協議会綾歌分室(綾歌保健福祉センター内)
☎ 0877-86-2881



丸亀市ホームページ、丸亀市子育て情報サイトみてねっとをご覧ください。



医療情報ネット(ナビイ) 医療機関や薬局を探す。休日当番医を探す。(休日当番医は「急いで探す」から検索)

丸亀市こども家庭センター連携相談窓口
～利用者支援事業基本I型～ ☎ (0877)85-8810

専門家とつながる相談窓口 にこっと FAX (0877)85-8811

ひまわりセンター2階

✉ nicotto.npo@gmail.com 🌐 https://nicotto-granmar.com

このパンフレットは四国労働金庫の助成を受けて作成しています。また、丸亀市子育て支援課の委託事業費とNPO法人グランマールの出資で作成しています。



連絡先



丸亀市健康福祉部健康課

丸亀市大手町二丁目4番21号 窓口時間 月～金8:30～17:15

☎ (0877)24-8806 FAX (0877)24-8830

✉ kenko-k@city.marugame.lg.jp

NPO法人グランマールの活動理念に賛同していただき、継続して寄付をいただいています。

・富士産業株式会社 ・大倉工業株式会社 ・四国化成ホールディングス株式会社
・株式会社伏見製薬所 ・琴参バス株式会社

NPO法人グランマール

妊娠したら



● 母子健康手帳、母子保健ガイドブックの交付

医療機関で妊娠を確認したら早めに母子健康手帳を受けとりましょう。母子健康手帳は、妊娠中の健康の記録や、お子さんの小学校入学までの健康状態や発育状況等を記録する大切な手帳です。転出転入してもずっと同じものを使いますので、大切に保管しましょう。

● 妊婦一般健康診査

妊婦健診は、妊婦さんや赤ちゃんの健康状態を定期的に確認するために行うものです。丸亀市では妊婦健康診査にかかる費用の一部を助成しています。

【県内での受診】

母子保健ガイドブックに添付されている各種妊婦健康診査受診票の太枠内に必要事項を記入の上、1枚ずつ切りはなし、母子健康手帳と一緒に医療機関受付にお渡しください。

【県外での受診】

香川県外の医療機関で妊婦健診を受けた場合、実費を自己負担した後に、公費負担額を上限として保険外の健診費用の一部または全部を助成します。助産所（院）での受診も助成対象です。該当される方は、県外の医療機関を受診後に、健康課にて手続きをして下さい。

● 妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業

妊婦の身体的・精神的・経済的負担を軽減することを目的に、伴走型相談支援による面談や必要な情報提供を通して、安心して出産・子育てができるようすべての妊産婦に寄り添い、支援していく取り組みです。

・原則、妊娠届出時に面談を受けた妊婦へ給付認定後に妊婦一人当たり5万円の現金を支給

・原則、出生届出後の面談（届出時、赤ちゃん訪問時等）を受けた産婦へ5万円の現金（胎児1人当たり5万円）を支給

※産科医療機関等で胎児心拍が確認された後、流産、死産した方も給付の対象

● 離島妊産婦健康診査等支援事業

妊産婦健康診査受診票を用いて受診する妊産婦健康診査及び出産のための通院又は入院の際に負担する航路費を助成します。

対象 離島に住所を有する妊産婦

● RSウイルス感染症予防接種

RSウイルスワクチン（母子免疫ワクチン）が、妊娠28週から36週6日までの妊婦さんを対象に定期接種となりました。接種に必要な受診票は、妊娠届出時にお渡ししております。接種をご希望の方は、かかりつけ医とよくご相談のうえ、接種をお願いいたします。

● 妊婦歯科健康診査

妊娠中は、むし歯や歯ぐきの病気がすすみやすくなります。また、重度の歯周病は、早産や低体重児の出産を引き起こすと言われています。妊娠中に一度は歯科健診を受けましょう。（無料）

母子保健ガイドブックに添付されている妊婦歯科健康診査受診票と母子健康手帳を、丸亀市内の歯科医療機関に提示して下さい。

● マイナス1歳から始まる子育て講座

産後ママの体調や育児サポートのついでに紹介、沐浴実習、妊娠さんと家族の生活習慣についての話、抱っこや授乳などの育児についてのお話をします。

対象 妊娠中期～後期（妊娠17週ごろ～）頃の妊婦さん、ご家族の方

赤ちゃんが生まれたら

● 出生届の提出

届け出の期間	生まれた日を入れて14日以内
届け出をする人	父または母
必要なもの	出生証明書（出生届と同じ用紙）、母子健康手帳
届け出先	市民課0877-24-8810 綾歌市民総合センター 市民生活担当0877-86-5510 飯山市民総合センター 市民生活担当0877-98-7953 本島市民センター0877-27-3222 広島市民センター0877-29-2030

● 赤ちゃん訪問

丸亀市では赤ちゃんが生まれたすべての家庭を保健師・助産師が訪問しています。

お母さんのおっぱいなどの相談、赤ちゃんの身体計測、育児相談、市の制度の説明、予防接種のお話などをします。

生後14日以内に、赤ちゃん訪問連絡票（母子保健ガイドブック内）を健康課へ送付して下さい。無料です。

● 新生児聴覚スクリーニング検査

生後1週間以内に実施します。赤ちゃんが眠っている状態で小さい音を聞かせて、耳の聞こえが正常かどうかを判定する検査です。※

● 産婦健康診査

産後2週間頃と産後1か月頃に、お母さんのからだの回復やこころの状態、授乳の状況等について確認します。産婦健康診査にかかる費用の一部または全額を助成します。※

● 産後ケア事業

出産後はホルモンの変化や、育児に関する不安により、こころやからだ不安定になりやすい時期です。このような時期に一定期間、助産所や医療機関に宿泊・通所し、母乳管理・沐浴の仕方・赤ちゃんのお世話などについて具体的に指導を受けることができます。市内の自宅への訪問も可能です。

対象 丸亀市に住所があり、産後1年以内の赤ちゃんとお母さん等で、産後の体調や育児が不安な方や産後の休養や栄養などの生活面についてアドバイスを受けたい方

● マタニティマーク

妊産婦が交通機関等を利用する際に身につけ、周囲が妊産婦への配慮を示しやすくするものです。マタニティマークが入ったグッズを、母子健康手帳の発行時にお渡ししています。

マタニティマークは、こども家庭庁のホームページからどなたでも自由にダウンロードすることができます。

● 妊婦訪問

母子保健推進員や、保健師・助産師がご家庭にお伺いします。

母子保健推進員とは…母子保健に関する知識と熱意のある方に市長が委嘱し、市政とのパイプ役を担っています。妊婦さんや乳幼児を持つ保護者の皆さんが安心して妊娠、出産、育児ができるように、丸亀市の母子保健事業に協力する身近な地域の相談者です。

妊娠6～7か月頃にアンケートにより希望調査をします。希望者には妊娠8か月頃に日程調整し各家庭への訪問等により、子育てサービス、地域のこと、保育所情報、病院、妊娠中のことなど妊婦さんの疑問にお応えします。

● 1か月児健康診査

母子保健ガイドブックに1か月児健康診査受診票が1枚添付されています。生後28～41日まで使用できます。※

● 乳児一般健康診査

母子保健ガイドブックに乳児一般健康診査受診票が1枚添付されています。生後1歳未満まで使用できます。香川県内の医療機関で受けられます。※

● 乳幼児健康診査

3～4か月児健康診査（3～4か月頃）

1歳6か月児健康診査（1歳7～9か月頃）

3歳児健康診査（3歳6～8か月頃）

お子さんの成長にとって大切な時期に行います。対象者には、健康診査の前月末までに個別通知しますので、必ず受けて下さい。

● 定期予防接種

予防接種はお子さんの健康を守る大切なものです。

乳幼児期に行う予防接種の予診票は、生後5～6週ごろに個人通知します。市外から転入された場合は、丸亀市の予診票を発行しますので、母子手帳をお持ちの上、健康課にお越しください。実施医療機関に予約後受けて下さい。無料です。

定期予防接種を県外で接種する場合は、接種費用の助成制度がありませんので、事前に必ずご連絡ください。事前に申し出のない場合は、助成の対象になりません。

● 離乳食講習

5～8か月頃の離乳食を中心に栄養士による話と試食（保護者のみ）をします。お子さんと一緒に参加できます。試食は保護者のみです。

対象 生後4か月ごろ～1歳くらいまでの乳児の保護者

場所 ひまわりセンター

※

県外の医療機関で受けた場合、実費を自己負担した後に、公費負担額を上限として、保険外の検査費用の一部または全額を助成します。助産所（院）も対象です。受診後、健康課で手続きをしてください。

● ウエルカム広場

子育てに行き詰まったり、一人で頑張りすぎていませんか。地域の身近な相談の場としてぜひご利用ください。

身体計測、保育士による遊びの紹介、保健師・栄養士などによる育児に関する相談をしています。

対象 妊婦さん 0歳から子どもたち
お父さん お母さん
おじいちゃん おばあちゃん
地域の人たち